

1 プラン見直しの趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

男女共同参画社会の実現は、「男女共同参画社会基本法」の中で、21世紀の日本における最重要課題として位置づけられており、国・県・市がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていく必要があります。

そのため、関市において、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため平成21(2009)年に「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン(以下、「プラン」という。)」を策定し、さまざまな取組みを進めています。

国では、この間、平成22(2010)年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。本プランは、平成17(2005)年に策定された「男女共同参画基本計画(第2次)」を改訂し、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいない現状や人口減少社会の到来、非正規労働者の増加、貧困や格差の拡大、国際化の進展など変化し続ける社会情勢を受け、さらに充実した取組みにつなげていくために策定されたものです。

また、岐阜県においても、平成15(2003)年に制定した『岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例』に基づき「岐阜県男女共同参画計画」、その後新たな指針「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」が策定されました。

関市においても人口減少と核家族化・高齢化の進行、就労状況の変化などの社会情勢の変化を受け、これに対応しながら、性別にかかわらず一人ひとりが意欲と能力を發揮し参画できる社会づくりを一層推進する必要があることから、「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン」を中間年において見直すこととします。

2 プランの性格

- ①本プランは、男女共同参画社会の実現に向けて、関市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- ②本プランは、国における「第3次男女共同参画基本計画」と、岐阜県における「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」の内容と整合を図りました。なお、本プラン策定段階において、「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」案が公表され、この計画案を踏まえしました。
- ③本プランは、「関市第4次総合計画」及び関市におけるその他の関連計画との整合を図りながら策定しました。
- ④本プランの策定にあたっては、「関市男女共同参画懇話会」に意見や提言を求めるとともに、企業へのアンケート調査や企業及び関係団体へのヒアリングの実施、さらにパブリックコメントを実施するなど、広く市民等から意見を聞き、その反映に努めました。
- ⑤「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条の3第3項では「市町村基本計画」の策定が努力義務として定められています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、男女共同参画計画など内容が重複するものを見直しを行い「市町村基本計画」とすることができるという考えが示されています。これを受け、本プランの「基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶」を関市のDV対策基本計画として位置づけます。

なお、本プランは、女性、男性、性同一性障がい[※]等を有する者、市内に居住する外国人、その他すべての人の人権が尊重されるように配慮しました。

[※]性同一性障がい：生物学的性別（sex）と性別に対する自己意識あるいは自己認知（gender identity）が一致しない状態をいいます。平成15年7月16日に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布、1年後に施行され、医師の診断に基づいて戸籍上の性別の変更を認めています。

3 プランの期間

本プランの計画期間は、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度の5年間とします。

本プランは、事業進捗の状況を考慮し、また、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、適宜、事業の再評価、事業の見直しを行います。

4 国内外における取組み

（1）世界の動き

昭和 50（1975）年、国連はこの年を女性の地位向上をめざした世界的な行動を行うための「国際婦人年」として、第 1 回世界女性会議をメキシコシティで開催し、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」を採択しました。そして、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを国連総会で「国連婦人の十年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上に向けての活動が世界的に展開され、昭和 54（1979）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

近年では、平成 22（2010）年に国連本部で「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の再確認及び実施に向けた更なる行動を国際社会に求めています。

(2) 国の動き

国においては、世界の動きを踏まえ、昭和 50（1975）年、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和 60（1985）年には、男女雇用機会均等法の公布や民法、国籍法の改正などを経て、「女子差別撤廃条約」の批准に至りました。

平成 11（1999）年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12（2000）年には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 17（2005）年には、新たな計画策定の必要性から、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

その後、平成 22（2010）年、国内外の状況の変化を考慮し、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、5年間で早急に対応すべき課題として、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進が示されました。

「第3次男女共同参画基本計画」における主な施策 15 分野

- 第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第 2 分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第 3 分野 ★男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第 4 分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第 5 分野 男女の仕事と生活の調和
- 第 6 分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第 7 分野 ★貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第 8 分野 ★高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第 10 分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第 11 分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第 12 分野 ★科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第 13 分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第 14 分野 ★地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第 15 分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

★は第3次男女共同参画基本計画において新設された分野

(3) 県の動き

岐阜県では、平成 11（1999）年に「意識改革」「社会参画」「豊かに生きるための条件整備」の3つの課題について施策の方向性を示した「ぎふ男女共同参画プラン」が策定されました。

また、平成 15（2003）年には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が施行され、この条例の考え方を基礎とする基本計画として「岐阜県男女共同参画計画」が平成 16（2004）年に策定され、男女共同参画の取組みが着実に進められてきました。平成 21（2009）年には、同プランの見直しが行われ、計画の基本的な考えを継承しつつ、新たな課題への取組みを反映させた「第2次岐阜県男女共同参画計画」が策定され、同年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的に、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」も策定されました。

さらに、平成 26（2014）年には、「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」及び「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」が策定されます。

(4) 市の動き

関市は、平成 17（2005）年に、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村と合併しました。旧関市においては、平成 11（1999）年に、「せき男女共同参画まちづくりプラン」（計画期間：平成 11 年度～平成 20 年度）を策定し、本プランに基づき、男女共同参画懇話会の設置、庁内での推進のための組織として男女共同参画推進委員会及び男女共同参画推進部会の設置、男女共同参画セミナーなどによる啓発事業やさんかくサポーター※との協働による男女共同参画の推進に向けた取組みなどを実施してきました。

平成 13（2001）年からは、男女共同参画意識の向上のために市民自らが考え学ぶ機会となる「男女共同参画市民フォーラム」を毎年実施しています。

さらに、平成 20（2008）年には、市民の男女共同参画に関する意識の実態を把握するため、「関市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、平成 21（2009）年に「第 2 次せき男女共同参画まちづくりプラン」を策定しました。（計画期間：平成 21 年度～平成 30 年度）

平成 25 年度からスタートした「関市第 4 次総合計画 後期基本計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）では、人権分野の基本方針として「自らの人権意識を高め、性別や国籍、年齢などにかかわらず、一人ひとりの個性や多様性を認め合えるまちづくりをめざす」とし、重点的取組みとして「男女共同参画社会の実現に向けた男女共同参画プランの見直し」を掲げています。

また、「第 2 次せき男女共同参画まちづくりプラン」は、前期（平成 21～25 年度）及び後期（平成 26～30 年度）終了時において、事業進捗の状況を考慮し、施策等の見直しを行うと明記していることから、「第 2 次せき男女共同参画まちづくりプラン 後期プラン」を策定しました。

なお、平成 25 年度に関市男女共同参画推進条例策定審議会において審議された条例素案の答申があり、制定に向けて進めています。

※さんかくサポーター：関市における男女共同参画推進ボランティアであり、さんかくセミナーの企画・運営、関市男女共同参画市民フォーラムの運営委員としての活動などを担います。